

- ▶ 第2期地域福祉支援計画は、計画期間（令和3年度から令和8年度）の中間年である令和5年度に、計画策定（令和3年12月）後の社会情勢の変化を反映し見直しを行う。
- ▶ 中間見直しにおいては、現行計画の3つの理念や3つのテーマなど核心となる部分を維持しつつ、法定計画の改定内容や区市町村調査の結果等を踏まえながら、以下の各ポイントにより、記載事項や新たな取組等について改定する。

1 地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築

- 新型コロナウイルス感染症の影響下において困窮する方々の中には、個人あるいは世帯でさまざまな分野にわたる課題を抱え、複合的な支援を必要としている場合があり、生活、住まい、医療、就労、教育など様々な側面からの総合的な相談・支援を行う体制の必要性が明らかとなった。
- 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）を活用するなど、区市町村において重層的な支援体制の構築を進めていくことが必要である。

2 孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合うためのアプローチ

- 新型コロナ感染拡大により、「会う」「集う」といった、人と人との「つながり」を保つために大切な手段が制限され、さまざまな人の孤独・孤立が深刻化する中で、生きづらさ、さまざまな悩みを抱える方への支援とともに、「つながり」をいかにして再構築していくのか、改めて強く認識されることとなった。
- 例えば、通所系サービスや通いの場に集うというかたちが難しくなった高齢者や障害者に対しては、訪問や電話による代替サービスや、見守り等、オンラインを活用した交流や活動の継続など、非接触を保ちながらつながりを確保しようとする取組みが行われた。
- また、子ども食堂の休止に対応するため、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う団体が、子どもの居宅を訪問して、食事の提供などとともに子どもの状況を把握して見守りを行うなど、さまざまな形で孤立を防ぎ、つながりを切らないための取組みや活動が報告された。
- ウクライナから避難された方々や在留する外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れるという視点に立ち、これまで以上に地域共生社会の実現のための施策を推進していく必要がある。

3 危機に強い福祉現場

- 新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、感染症の感染拡大期やクラスター発生時の医療福祉人材の確保、病床や医療機器・材料等の確保の困難さが浮き彫りとなった。
- 地震への備えはもとより、地球温暖化に伴い、東京でもいつ大規模な豪雨災害が起きても不思議ではない。
- 感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制の構築や災害時要配慮者等への支援の充実が必要である。

4 デジタル技術の活用

- デジタル技術の活用は、人と人との接触回避が求められる場面での補完的な利用だけでなく、利便性の向上やプッシュ型の情報提供、新たな人と人とのつながり等、さまざまな取組みを通じて、その有効性が明らかとなり、今後も活用していくことが求められる。ただし、デジタル技術の活用や新たなツールの実用化に際しては、これらの活用が難しい方々への配慮が必要である。

■ 多様な地域生活課題への対応（ヤングケアラーやひきこもりの方等への支援）

- 東京都ヤングケアラー支援マニュアル（令和5年3月発行）
地域で関係機関が緊密に連携し、ヤングケアラーに早期に気付くとともに、見守り、寄り添いや具体的な支援につなぐことができるよう、ヤングケアラー支援マニュアルを作成
- 東京都ヤングケアラー相談支援等補助事業（令和4年度～）
ヤングケアラーやその家族が相談しやすい体制の整備を行うため、相談支援等を行う団体の取組を支援
- ひきこもり等のサポートガイドライン（令和5年3月策定）
当事者や家族等が自己肯定感、自尊感情を取り戻し、生きる意欲を高め、人とのつながりを取り戻すことを目的として策定
- ひきこもりに関する普及啓発・情報発信
ドキュメンタリー番組「“ありのまま”の友人たち～それぞれの選択～」（令和4年1月）
- ひきこもりに係る支援の充実に向けた提言（東京都ひきこもりに係る支援協議会）（令和3年8月）